

## 第1章 はじめに

### 1-1 背景と目的

本市は、合併前の旧町村時代に、それぞれ行政サービスの展開による芸術・文化やスポーツの振興、また、地域の特性を活かした産業・観光振興などのために整備した多様な公共施設の現状と課題を市民の皆様幅広く知っていただくため、平成 26 年 3 月に「北杜市公共施設マネジメント白書」を作成しました。

一方、国では平成 24 年 12 月の中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故の発生を契機として、インフラの老朽化が急速に進展する状況を踏まえ、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を定めるとともに、平成 26 年 4 月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（以下、「指針」という。）を公表し、地方公共団体が所有する全ての公共施設等の現状を把握し、総合的かつ計画的な管理を推進するために必要な基本方針や管理方法等を盛り込んだ「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請がありました。

このような状況を踏まえ、本市では平成 29 年 3 月に、「北杜市公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」という。）を策定するとともに、総合管理計画に掲げる目標を具現化するため、公共施設の最適配置を推進する上での取組手法や留意事項等を定めた「北杜市公共施設最適配置に向けての基本方針」を策定し、公共施設マネジメントを推進してきました。

その後、令和 3 年 1 月には、国から公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項に関する通知があったことを受け、本市では令和 4 年 3 月に総合管理計画を改訂しました。

本計画は、総合管理計画の改訂を受けて、新たに掲げた目標を具現化するため、これまでの「北杜市公共施設最適配置に向けての基本方針」の内容を見直し、新たに施設の複合化等を推進する最適配置方針及び最適配置方針において今後も継続的に長期利用する施設については、改修や更新（建替え）等を計画的に実施することで、改修・更新等費用を削減・平準化し、効率的・効果的な維持管理を図るための保全計画を策定し、これらを一体化することで公共施設マネジメントを一層推進することを目的とするものです。

なお、平成 29 年 3 月に策定した「北杜市公共施設最適配置に向けての基本方針」は、本計画の中に、発展的に取り込むため廃止します。

表1-1 本市と国の動き

区分	内容
国	平成 25 年 11 月 「インフラ長寿命化基本計画」公表
本市	平成 26 年 3 月 「北杜市公共施設マネジメント白書」作成・公表
国	平成 26 年 4 月 「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」公表
本市	平成 29 年 3 月 「北杜市公共施設等総合管理計画」策定・公表
本市	平成 29 年 3 月 「北杜市公共施設最適配置に向けての基本方針」策定・公表
国	平成 30 年 2 月 「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」公表
国	令和 3 年 1 月 「公共施設等総合管理計画の見直しに当たって留意事項」公表
本市	令和 4 年 3 月 「北杜市公共施設等総合管理計画」改訂・公表

## 1-2 位置づけ

本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」で掲げられている個別施設計画として位置づけられるものであり、本市においては、総合管理計画を推進するため「個別施設における具体的な検討時期や今後の方向性を示す計画」として位置づけます。

なお、インフラ施設については、各省庁が示すガイドライン等に基づき、分野ごとに長寿命化に向けた取組みを進めていきます。

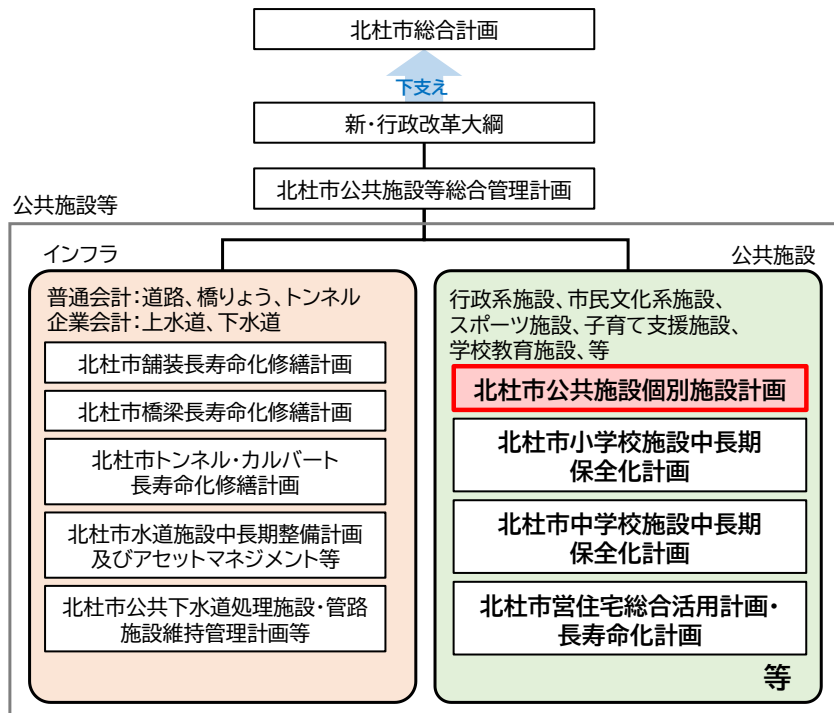


図 1-1 本計画の位置づけ

### 1-3 計画期間

計画期間は、総合管理計画の最終年度に合わせ、令和6年度から令和33年度までとします。

しかし、今後の施設のあり方に関する具体計画を長期の視点で策定することは、不確定な事項も存在し、明確な方向性を示すことが困難な施設が発生することも懸念されます。

そのため本計画では、計画期間を第1期～第3期に分割して、期間ごとに施設の方向性を検討します。また、期末に進捗状況を検証し、次期計画内容の見直しを行うこととします。

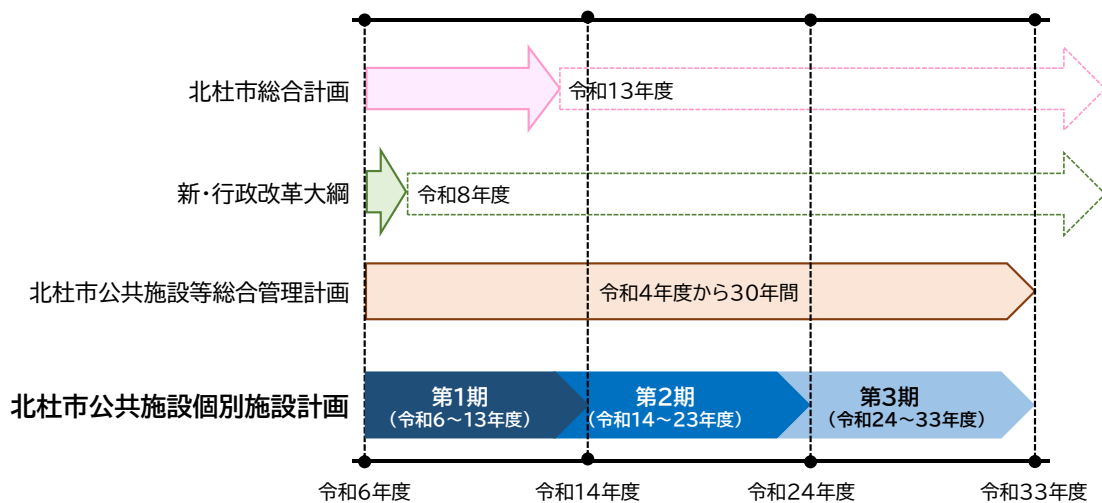


図 1-2 本計画の計画期間

### 1-4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、公共施設の最適配置に関する事項及び改修・更新等の維持管理に関する事項などについて施設の各部門を横断的に検討する場として、市長を本部長、副市長と教育長を副本部長とする「北杜市公共施設等総合管理計画推進本部」(以下、「推進本部」という。)を設置し、庁内の合意形成を図っています。

また、推進本部での検討・協議結果について、市民・学識経験者等から意見を求める場として、「北杜市公共施設等総合管理計画等検討委員会」(以下、「委員会」という。)を設置し、委員会での検討内容を計画に反映しています。

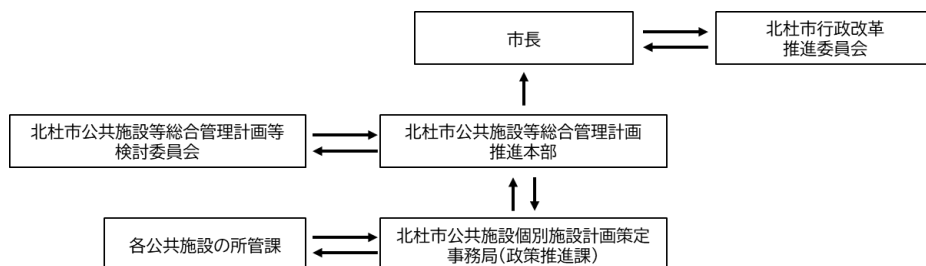


図1-3 計画策定の体制

## 1-5 対象施設

対象施設は、令和 5 年 3 月末時点で、本市が所有している公共施設とします。

本市の施設総量は、総合管理計画改訂時点（令和 3 年度）で 408,125.91 m<sup>2</sup>\*1 となっていますが、総合管理計画改訂以降に、施設の新規整備や小学校の統合、老朽化した市営住宅の除却等を行っていることから、数値に変化が生じています。

本計画の策定にあたり、基準となる施設総量を精査した結果、令和 5 年 3 月末現在の施設総量は、409,623.61 m<sup>2</sup>となっており、対象施設一覧は次のとおりです。

なお、道路、橋りょう、上水道及び下水道等のインフラに付随する建築物については、本計画の対象から除きます。

表 1-2 対象施設一覧(大分類)

大分類	施設数 (施設)	棟数 (棟)	延床面積 (m <sup>2</sup> )
行政系施設	11	37	22,802.16
市民文化系施設	14	16	21,193.19
社会教育系施設	22	42	16,140.54
スポーツ施設	46	63	29,188.76
産業系施設	82	198	69,371.01
子育て支援施設	38	48	19,622.87
学校教育施設	26	182	105,745.16
保健・福祉施設	17	21	10,747.81
医療施設	4	7	18,561.20
市営住宅	49	228	88,053.46
供給処理施設	1	3	1,531.07
その他	51	56	6,666.38
<b>合計</b>	<b>361</b>	<b>901</b>	<b>409,623.61</b>

\*1 総合管理計画策定時（平成 28 年度）の施設総量は、414,913.82 m<sup>2</sup>となっています。

表 1-3 対象施設一覧(中分類)

大分類	中分類	施設数 (施設)	棟数 (棟)	延床面積 (㎡)
行政系施設	庁舎等	10	36	22,380.93
	その他行政系施設	1	1	421.23
市民文化系施設	文化施設	3	3	8,113.99
	集会施設	11	13	13,079.20
社会教育系施設	図書館	8	8	4,257.80
	資料館等	10	23	8,652.60
	収蔵庫	4	11	3,230.14
スポーツ施設	プール	1	1	726.60
	体育館	9	12	17,951.93
	弓道場	2	2	166.00
	武道場	3	5	1,464.38
	屋内ゲートボール場	10	10	6,180.40
	グラウンド・管理施設等	21	33	2,699.45
産業系施設	観光農林体験	26	65	17,063.96
	宿泊施設	8	33	10,166.59
	山小屋	3	8	698.00
	観光案内所	6	6	494.85
	直売所施設	5	8	1,149.01
	道の駅	4	6	3,430.61
	生産・加工等施設	18	50	19,871.72
	温泉施設	10	20	16,178.99
	サテライト施設	2	2	317.28
子育て支援施設	児童館	4	4	619.73
	放課後児童クラブ	14	14	2,278.92
	子育て支援センター	6	6	1,295.58
	保育園・こども園	14	24	15,428.64
学校教育施設	小学校	9	91	45,970.00
	中学校	9	73	50,260.00
	高等学校	1	9	6,049.00
	教育支援センター	1	1	147.61
	教職員住宅	2	4	471.00
	学校給食センター	4	4	2,847.55
保健・福祉施設	デイサービスセンター	5	5	4,323.57
	介護予防拠点施設	6	8	1,362.11
	介護老人保健施設	1	1	3,375.28
	訪問看護施設	2	2	122.00
	障がい福祉施設	2	2	666.23
	保健施設	1	3	898.62
医療施設	病院	2	4	17,063.58
	診療所	2	3	1,497.62
市営住宅	市営住宅	44	220	79,508.49
	就業促進住宅	2	5	3,697.50
	子育て支援住宅	3	3	4,847.47
供給処理施設	供給処理施設	1	3	1,531.07
その他	その他	12	17	4,194.95
	駐車場	30	30	168.49
	地域集会施設	9	9	2,302.94
合計		361	901	409,623.61